

部活動に係る活動方針

※部活動の加入は「任意」です。

1 活動の基本方針

- (1) 一人一人が目標を持って活動し、自立的で活発な活動を支援する。
- (2) 互いに認め合い、達成感を味わう中で心の成長を図る。
- (3) 適切な年間計画の下、学習との両立を図り、互いに学び高め合える活動を図る。

2 指導体制の整備について

- (1) 各顧問は年間、月間計画を作成し、管理職に提出・確認を行う。
- (2) 各部で作成した活動計画は、生徒及び保護者へ配布し、周知する。
- (3) 安全面・教育相談面に配慮するため、適切な部活数のもと各部複数顧問制をとる。
- (4) 専門的な指導を生徒に提供するため、必要に応じて部活動指導員を配置し、指導体制を整える。
- (5) 管理職が適宜活動の様子を視察、面談を実施し、必要に応じて指導助言を行う。

3 具体的な活動の進め方について

- (1) 職員研修を実施し、体罰やハラスメントの根絶を目指す。
- (2) 校内研修等で指導方法及びAED使用等安全面についての実践力を高める。
- (3) 活動場所の安全点検を随時実施し、事故防止に努める。
- (4) 育成会費等を適正に処理し、保護者・管理職へ会計報告を行う。

4 適切な休養日等の設定について

- (1) 年間計画の下、平日1日、週休日1日の週2日の休養日を実態に応じて設ける。
- (2) 原則、定期テスト4日前から活動を停止する。
- (3) 年間計画の下、1日の活動時間は平日2時間程度、週休日は3時間程度とする。
- (4) 長期休業中においても、上記に準じて活動する。
- (5) 活動時間の延長は、体育的部活動は学校総合体育大会及び新人体育大会の2週間前から、文化的部活動は、指定した2つの大会の2週間前からとする。